



平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会社名 都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 江森 勲
(コード番号 8157 東証第2部)
問合せ先 執行役員
法務リスク管理統括部長 鈴木 康史
(TEL 03-6833-7702)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 27 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|-------------------|--|
| (1) 処分期日 | 平成 29 年 11 月 28 日 |
| (2) 処分する株式の種類および数 | 普通株式 783,600 株 |
| (3) 処分価額 | 1 株につき 966 円 |
| (4) 処分総額 | 756,957,600 円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分予定先 | ①日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口） 300,200 株（289,993,200 円） ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口） 483,400 株（466,964,400 円） |
| (7) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的および理由

(処分予定先①について)

当社は、取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、役員報酬 B I P 信託（以下「B I P 信託」という。）の導入を決議しております。

(処分予定先②について)

当社は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させ、当社の中長期的な業績の向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、株式付与 E

S O P信託（以下「E S O P信託」という。）の導入を決議しております。

B I P信託およびE S O P信託の概要については、平成 29 年 5 月 12 日付で公表いたしました「当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および「当社従業員に対する株式交付型インセンティブプランの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、各信託の導入に伴い、当社が三菱U F J 信託銀行株式会社との間で締結する各信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する第三者割当による自己株式の処分を行うものです。（処分先の名称については、上記 1.（6）をご参照ください。）。

処分数量につきましては、各株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等および従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 3.05%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 151,723 個に対する割合 5.16%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は各株式交付規程に従い当社取締役および従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

各信託の概要

| | |
|-------|---|
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託の目的 | （B I P信託）取締役等に対するインセンティブの付与 （E S O P信託）当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三菱U F J 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 各信託対象者のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| 信託契約日 | 平成29年11月24日（予定） |
| 信託の期間 | 平成29年11月24日～平成32年9月末日（予定） |
| 議決権行使 | （B I P信託）議決権を行使しないものとします。 （E S O P信託）信託管理人が指図を行い議決権を行使します。 |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本件自己株式処分においては、当社の業績動向、今回処分される株式数、昨今の株式市場の動向等を踏まえつつ、一般株主の利益を最大限尊重するため、払込金額につきましては、当社の直近の株価動向を適切に反映していると考えられる本件自己株式処分に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成 29 年 10 月 26 日）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 966 円と致しました。

なお、当該払込金額は、直前営業日からの 1 ヶ月間（平成 29 年 9 月 27 日から平成 29 年 10 月 26 日まで）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値（円未満切捨て。以下、終値の平均値の計算において同じとします。）である 1,040 円に対しては 7.12%のディスカウント（小数点第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）、同直前 3 ヶ月間（平成 29 年 7 月 27 日から平成

29年10月26日まで)の終値の平均値である901円に対しては7.21%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成29年4月27日から平成29年10月26日まで)の終値の平均値である797円に対しては21.20%のプレミアムであります。

当社は、直前営業日終値を基準とした理由は、上記処分価額が本取締役会決議日の直前営業日並びに直前1か月間、直前3か月間及び直前6か月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、上記処分価額が特に有利な処分価額に明らかに該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上